

被爆地ヒロシマが被曝を拒否する

—過去は変えられないが未来は変えられる—

# 伊方原発運転差止広島裁判

2024

本訴

7  
17

水

## 第45回口頭弁論期日

# 7月17日は、いよいよ

# 広島地裁結審期日

です

# みなさま、ご参集ください!

### 2024年7月17日当日スケジュール

- 13:00 広島弁護士会館集合  
会場にて結審期日乗込集会  
(暑さ対策のため乗込行進は実施しません)  
集会終了後、直ちに広島地裁へ移動開始
- 14:00 第45回口頭弁論 開始  
(広島地裁北棟3F302号法廷)
- 本件担当：広島地裁民事第2部合議ア係  
裁判長 大浜 寿美 裁判官  
右陪席 長谷川 健太郎 裁判官  
左陪席 森 谷 謙 太 裁判官
- 14:30頃 記者会見・報告会開始 **ZOOM併用**  
(広島弁護士会館)  
【第一部】  
期日報告・最終準備書面報告など  
【第二部】  
「放射能公害から命と生活を守る戦い」
- 17:30 記者会見・報告会終了予定

### ZOOMで遠隔参加を

14時25分頃、接続開始予定  
ID: 895 1900 4122  
パスコード: 721221  
※お名前の表示をお願いします



報告会【第二部】では、以下のテーマを取り扱います

- 広島以外の原発差止裁判の進行報告
- 低レベル放射性廃棄物の全国拡散を食い止める戦い
- 中間貯蔵施設建設反対の戦い
- 上関原発建設反対の戦い
- その他

報告のあと皆様で活発な質疑・討論を行いたいと思います。ぜひ皆様の奮ってのご参加をお願いいたします。



私たちの活動はみなさまの御寄付で支えられております。  
この場をかりて厚く御礼申し上げます



#### 【連絡先】伊方原発広島裁判事務局

〒731-0232 広島市安佐北区亀山南 2-26-11  
E-mail: saiban\_office@hiroshima-net.org  
URL: https://saiban.hiroshima-net.org



090-7372-4608

#### 振込口座の御案内 (ゆうちょ銀行)

口座名: 伊方原発広島裁判事務局  
口座記号番号: 01360-8-104465  
他行からの振込: 店名(店番): 一三九(139)  
預金種目: 当座  
口座番号: 0104465

(ゆうちょダイレクトのご利用をお奨めします)

# 広島地裁結審 — 「放射能公害」との戦いは続く

2016年3月11日、私たちは四国電力伊方原発の運転差止を求めて広島地裁に「仮処分」と、それに対応する「本案訴訟」(本訴)の2つを同時提訴しました。仮処分では運転差止の決定が出れば即座に伊方原発の運転を止めなければなりません、本訴では判決が確定するまで伊方原発を止めることはできません。幸いにして2017年12月13日広島高裁(野々上友之裁判長=当時)は、私たちの主張を認め伊方原発3号機の運転差止命令を下しました。伊方原発は直ちに運転ができなくなったのです。この決定は失効日まで続き、私たちは伊方原発3号機の運転を約10ヵ月止めることができました。またこの決定は高裁レベルで原発の運転を差し止めた日本で最初の輝かしい例となりました。また原発から100km離れた地域の市民も裁判によって原発を止めることができる、貴重な実例ともなりました。

## 本年7月17日は本訴結審日

一方で本訴はこれまで44回の口頭弁論期日を開き、本年7月17日(水)に結審期日を迎え、その後は広島地裁判決を待つばかりとなります。この間弁護団と原告団は、避難計画の不備、伊方原発が中央構造線断層帯の連動地震や南海トラフ巨大地震に対して脆弱であること、火山の巨大噴火に対しては伊方原発が立地不適地であること、水蒸気爆発の危険などの論点を中心に主張を展開してきました。特に2023年4月19日に始まった証人尋問の取り調べでは原告側証人12人の方々(専門家証人6人、原告証人5人、福島原発事故避難者1人)が、法廷で様々な角度から伊方原発3号機は運転してはならないことを主張しました。この証人尋問期日は本年1月22日で終了しました。約10ヵ月かかったこととなります。広島地裁(大浜



【写真説明】2017年12月13日広島高裁抗告審仮処分差止決定が下る。広島高裁前で旗出・報告の様子。中央は仮処分弁護団長の河合弘之弁護士。

寿美裁判長)は証人尋問期日終了を受け、7月1日原告・被告双方の最終準備書面提出を求め、7月17日結審というスケジュールを示しました。結審期日には判決申し渡し日が明示されると私たちは期待しています。

## いよいよ広島高裁での戦いへ

しかしながら広島地裁判決は(私たちは勝利を確信していますが)、私たちの長い戦いの中間点に過ぎません。というのは、もし私たちの確信通り広島地裁で勝利を取っても、被告四国電力はこの判決を不服として広島高裁に控訴するでしょう。なぜなら、被告四国電力が広島高裁に控訴しないとすれば、広島地裁判決が確定し、四国電力は直ちに伊方原発3号機の運転を止めなければならないからです。そんなことはあり得ません。逆に広島地裁で私たちが負ければ、当然のことながら広島高裁に控訴します。つまり広島地裁判決は来たるべき広島高裁控訴審への入り口に過ぎないのです。

## 私たちの戦いは「放射能公害」を廃絶する戦い

私たちのスローガンは「被爆地ヒロシマが被曝を拒否する」です。このことの意味は最初の原爆実戦使用の被害地である広島市民が、人類史上最大の公害である放射能被害を二度と許さないという意味でした。ところが福島原発事故をはじめ、様々な形で放射能公害の危険はさらに私たちの生活の身近に迫ってきています。その最大の元凶は原発など核施設の建設・運転に他なりません。伊方原発を止める戦いは身近な放射能公害をまず排除する戦いなのです。これからもみなさまのご支援を切望してやみません。



【写真説明】2018年3月26日第10回口頭弁論期日、乗込行進の様子。原告意見陳述が実施された。